
平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 23 年 4 月

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 14 回目のテーマは、「平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について」です。

平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 高邑 聡

平成 23 年 4 月 8 日、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」）は、今証券検査年度（同年 4 月～平成 24 年 3 月）の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定める「証券検査基本方針」（以下「基本方針」）及び検査対象先のうち同年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他の証券検査の範囲等を定める「証券検査基本計画」（以下「基本計画」）を策定し、公表した。

今年度の基本方針については、3 月 13 日の「自見金融担当大臣談話」も踏まえ、年度開始の直前に発生した東日本大震災等による検査対象先への影響に配慮しつつ、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為をはじめ、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券検査として、引き続き、厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていくことが重要であるとの観点に立つて策定を行った。具体的には、「公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取り組み～」（平成 23 年 1 月 18 日 証券監視委 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf）や最近の検査事例等を踏まえ、証券検査の基本的な考え方を示すとともに、実施方針として、効率的かつ効果的な検査に向けた取組み及び重点的に検証する分野を示している。また、基本計画においては、検査実施計画の策定に当たっての基本的考え方や主な業態毎の検査の基本的な計画を示している。

以下では、平成 23 年度の基本方針・基本計画の概要を解説し、会員の皆様の法令遵守等に対する適切な取組みをお願いすることとしたい（文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。）。なお、詳細は、証券監視委ウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110408-1.htm）を御参照願いたい。

1. 基本方針

（1）証券検査を取り巻く状況の変化に応じた効率的・効果的な検査に向けた取組み

証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を果たすため、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を行っているところであるが、近年、証券検査を取り巻く状況は、以下のとおり大きく変化している。こうした変化に的確に対応するためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠であることから、メリハリのある取組みを行うこととしている。

数次にわたる制度改正により証券検査の対象業者が拡大・増大し、全体で約 8,000 社もの規模となっている。こうした状況に的確に対応するため、監督部局や日本証券業協会をはじめとする自主規制機関との連携を強化するとともに、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定する。

金融商品・取引のイノベーション、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動の

日常化が進展している。また、**先般の世界的な金融危機の経験**も踏まえ、グローバルに活動する大規模な投資銀行等について、各国当局の協調の下、グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組み（監督カレッジ）が進められており、我が国においても、平成 23 年 4 月から証券会社の連結規制・監督が導入されたところである。こうした動きを踏まえ、証券検査においても、特に、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループの検査においては、**監督部局によるオフサイトのモニタリングとの間での切れ目のない連携**や外国当局との連携の下、フォワード・ルッキングな観点から、**グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証**にもウェイトを置く。

近年、IT システムの**金融商品取引への浸透**がますます進んでいる。こうした状況においては、IT システムの安定性の確保が極めて重要であり、検査においては、リスクの顕在化の予防に向けた**システムリスク管理態勢の適切性・実効性**について検証を行う。

最近、**無登録業者等による未公開株式の販売等による被害が社会問題化**している。証券検査としても、**捜査当局等との連携の下、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て（同法第 192 条）及びそのための調査（同法第 187 条）**を適切に活用し、無登録業者等への対応を行う。

東日本大震災やこれに伴う電力供給の不足等の影響により、一部の証券会社においては、営業の縮小、休止等を余儀なくされているほか、被災者への適切な対応を行うことが急務となっている。証券検査においても、こうした未曾有の状況を踏まえ、**災害等による検査対象先への影響に適切に配慮**する。他方、**災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為**に対しては、3 月 13 日の「**自見金融担当大臣談話**」も踏まえ、**関係部局等との連携の下、厳正に対処**していく。

これらのほか、検査対象先との**双方向の対話**を通じて、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努め、特に、経営陣に対して自主的な改善努力を促すことにより、より効果的な検査の実施に努める。また、今後とも、制度改正等に応じ、適宜、**検査マニュアルの見直し**を行い、検査の透明性及び予測可能性の向上に努める。

（２）ゲートキーパーとしての機能発揮・投資者保護の観点からの検証等

証券検査は、このような環境変化に対応し、メリハリのある取組みを行う必要がある一方、その基本目的である市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが重要である。

こうした観点から、まず、**ゲートキーパーとしての機能発揮**に係る検証を行う。具体的には、反社会的勢力への対応、本人確認、疑わしい取引の届出をはじめ、**顧客管理、売買管理、引受審査等の市場仲介機能が適切に発揮**されているか、不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、上場企業による公募増資等の**法人関係情報の厳格な管理**が行われているか、不公正取引の防止の観点からの実効的な**売買審査、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り（naked short selling）**

の禁止等)に係る管理態勢など公正な価格形成を阻害するおそれのある行為を防止する態勢が機能しているかなどの検証を行う。

また、最近の検査結果も踏まえ、引き続き、**投資者保護等の観点からの検証**に注力する。具体的には、適合性原則の観点からの勧誘の適切性、投資信託の販売・解約（乗換えを含む。）や店頭デリバティブ取引等に関する重要事項の説明等の適切性など、**投資勧誘や顧客対応の状況**について検証する。重大な法令違反が多数発覚している**ファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者を含む。）**や**投資助言・代理業者**については、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、法令遵守状況の検証を行う。このほか、**無登録業者等**による未公開株式及びファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反に対しては、関係部局との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

このほか、日本証券業協会をはじめとする**自主規制機関**については、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について、実効性の高いものとなっているか、機能が適切に発揮されているか等について検証する。**信用格付業者**については、平成 22 年 3 月に公表した「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行う。

2. 基本計画

検査実施計画については、原則として以下の考え方にに基づき、策定することとしている。なお、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者及び信用格付業者については、市場の担い手・情報インフラとしての位置付け等に鑑み、原則として、**継続的に業務運営の状況等の検証**を行う（なお、例年は検査計画数を示しているが、今年度については、東日本大震災等の影響により、現時点では、検査計画数を示すことは困難。）。

第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者等については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、**検査実施の優先度を判断する（随時実施）**。

無登録業者等による重大な金商法違反に対しては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、**裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施する（随時実施）**。

3. おわりに

証券監視委としては、本基本方針・基本計画に則して証券検査を実施することにより、引き続き、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努める所存である。

しかしながら、そもそも、証券検査は、市場や投資者にとっては「最後の砦」であるべき存在であり、まずは、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引

業者等が、高い**自己規律**に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが強く期待される。その上で、次に、日本証券業協会をはじめとする自主規制機関による監視が行われ、最後に、これと緊密に連携した証券検査等により、総体としての市場監視機能の発揮がなされるものである。

東日本大震災等の影響により、我が国は未曾有の状況に直面している。こうした状況下において、投資者が安心して投資を行える環境を保ち、必要な資金が証券・資本市場を通じて必要な場所に円滑に供給され、ひいては日本の復興に資するよう、登録業者としての重要な責務を有する会員の皆様のますますの御尽力をお願いしたい。

(以 上)